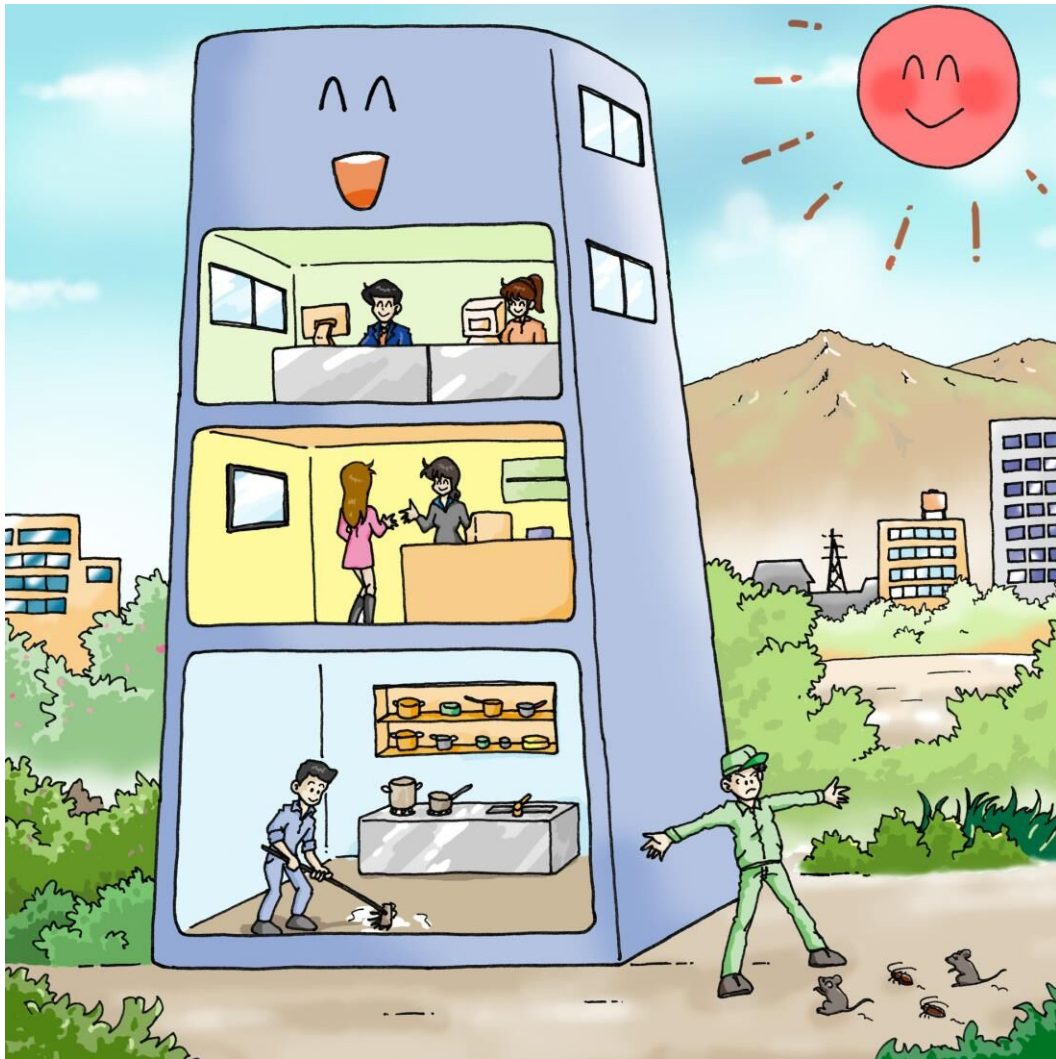


建築物におけるねずみ・害虫対策

～IPM(総合的有害生物管理)に基づく
建築物におけるねずみ・害虫の防除方法について～

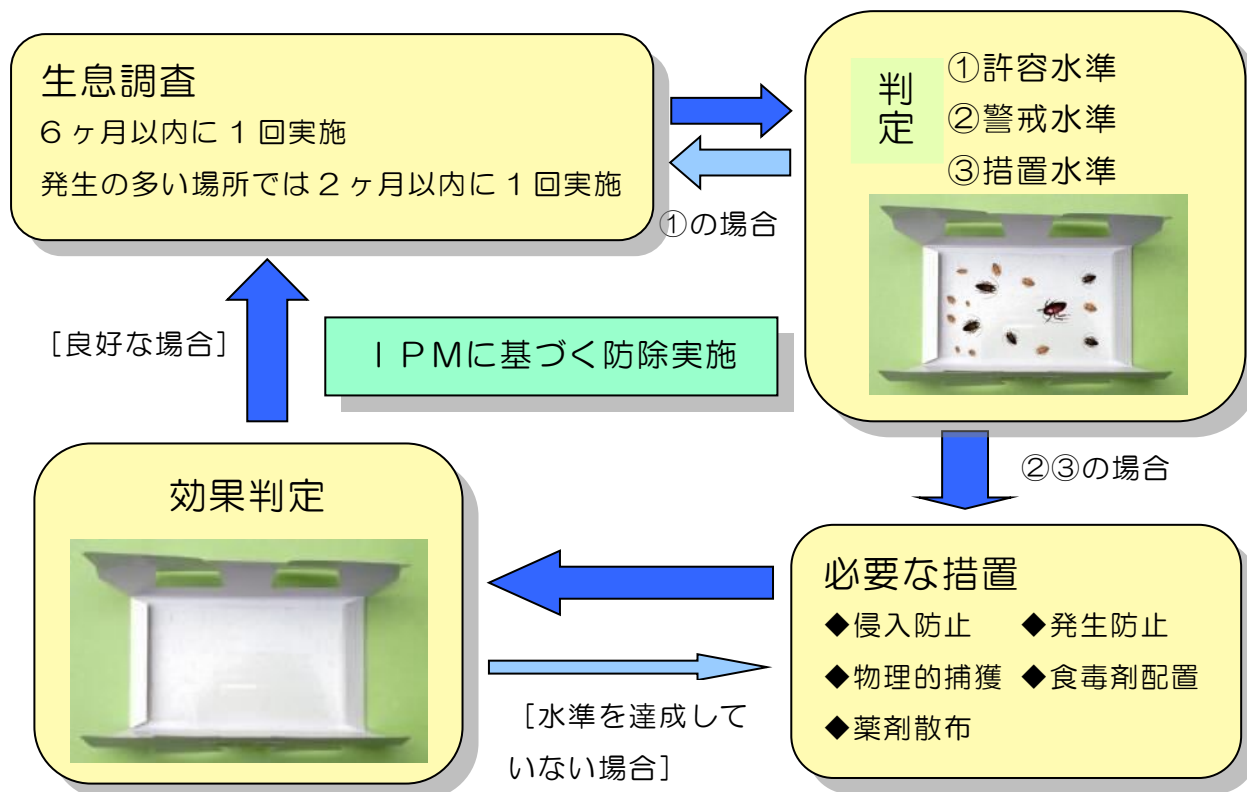


IPM (Integrated Pest Management 総合的有害生物管理) とは？
建築物において考えられる有効・適切な技術を組み合わせて利用しながら、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるような方法で、許容水準を目標に有害生物を制御し、そのレベルを維持する有害生物の管理対策のことで、環境整備（発生源対策）や生息調査を重視した防除体系です。

名古屋市

その薬剤、本当に必要ですか？

建築物内のねずみ・害虫防除にあたって、安易な薬剤処理に頼ると、薬剤抵抗性のねずみ・害虫を生み出すだけでなく、人の健康や環境に対しても影響を与えます。防除を実施する際、建築物衛生法に従い、発生源・侵入源対策を行い、生息調査を実施して調査結果に応じ必要な場所のみに薬剤を用いるなどして、総合的なねずみ・害虫防除に努めましょう。



○判定（標準的な目標水準の例を最終ページに掲載しています。）

①許容水準 良好な状態

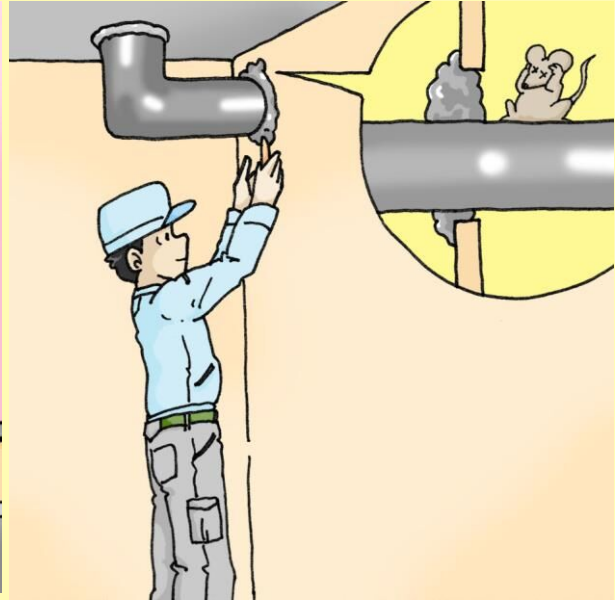
②警戒水準 放置すると今後、問題になる可能性があり、環境整備の状況等を見直すことが必要な状態

③措置水準 ねずみ・害虫の発生や目撃が多く、すぐに防除作業が必要な状態



IPM を実現するためには

- ◆ねずみ・害虫がいない建築物では、薬剤をまく必要はありません。
- ◆清掃や整理整頓、生ゴミの管理や防蚤防虫網の点検など、環境整備（発生源・侵入源対策）に努めてください。



- ◆必ず生息調査を行い、調査結果に基づいた防除を実施してください。
- ◆場所・対象種ごとに管理者自らが目標水準を設定し、過度の薬剤使用をしないようにしてください。
- ◆防除にあたっては、まずはトラップの配置や捕そかごの使用など薬剤を使用しない防除方法を検討・実施してください。また、薬剤を用いる場合にあっては、使用する範囲をできるだけ限定し、飛散の恐れのない食毒剤を用いるなど、リスクの少ない製剤や方法を優先させてください。
- ◆薬剤を使用する場合は、日時、場所、使用薬剤、使用方法、注意事項等を建物利用者へ周知してください。
- ◆薬剤を使用した後は、一定時間入室を禁じ、必要に応じ換気や清掃を行うなど、建物利用者の安全確保に努めてください。

防除にあたっての注意点

- ・防除業者は建築物衛生法で登録された登録業者に依頼しましょう。
- ・薬剤は、医薬品・医薬部外品を使用してください。
- ・防除に関する記録を5年間保管するようにしてください。

標準的な目標水準の例（ゴキブリの場合）

許容水準（全てに該当）	警戒水準（全てに該当）	措置水準（いずれかに該当）
①トラップによる捕獲指数が0.5未満 ②1個のトラップに捕獲される数は2匹未満 ③生きたゴキブリが目撃されない。	①トラップによる捕獲指数が0.5以上1未満 ②1個のトラップに捕獲される数は2匹未満 ③生きたゴキブリが時に目撃される。	①トラップによる捕獲指数が1以上 ②1個のトラップに捕獲される数は2匹以上 ③生きたゴキブリがかなり目撃される。

注1 目標水準は、管理者自らが場所・対象種ごとに設定してください。

2 捕獲指数は1日当たり1トラップに捕獲される数に換算した値で示します。

3 上記のいずれの例にも該当しない場合は警戒水準とします。

関係法令等

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）施行規則（抜粋）

第4条の5 2

- (1) ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、6月以内ごとに1回、定期に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。
- (2) ねずみ等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条又は第19条の2の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。

○建築物における衛生的環境の維持管理について（抜粋）

第6 ねずみ等の防除

1 総合的有害生物管理に基づく防除

ねずみ等の防除を行うに当たっては、建築物において考えられる有効・適切な技術を組み合わせて利用しながら、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるような方法で、有害生物を制御し、その水準を維持する有害生物の管理対策である総合的有害生物管理の考え方を取り入れた防除体系に基づき実施すること。

2 総合的有害生物管理の実施にあたっての留意点

- (1) 生息調査について
的確に発生の実態を把握するため、適切な生息密度調査法に基づき生息実態調査を実施すること。
- (2) 目標設定について
生息調査の結果に基づき、目標水準を設定し、対策の目標とすること。
- (3) 防除法について
 - ア 人や環境に対する影響を可能な限り少なくするよう配慮すること。特に、薬剤を用いる場合にあっては、薬剤の種類、薬量、処理法、処理区域について十分な検討を行い、日時、作業方法を建築物の利用者に周知徹底させること。
 - イ まずは、発生源対策、侵入防止対策等を行うこと。発生源対策のうち、環境整備等については、発生を防止する観点から、建築物維持管理権原者の責任のもとで日常的に実施すること。
 - ウ 有効かつ適切な防除法を組み合わせる実施すること。当該区域の状況に応じて薬剤やトラップの利用、侵入場所の閉鎖などの防虫・防鼠工事を組み合わせる実施すること。
 - エ 食毒剤（毒餌剤）の使用に当たっては、誤食防止を図るとともに、防除作業終了後、直ちに回収すること。
 - オ 薬剤散布後、一定時間入室を禁じて、換気を行う等利用者の安全を確保すること。

(4) 評価について

対策の評価を実施すること。評価は有害生物の密度と防除効果等の観点から実施すること。

建築物におけるねずみ衛生害虫防除に関する相談は保健センター環境薬務課へ

○千種保健センター 環境薬務課 ☎ 7 5 3—1 9 7 3
(担当区：千種区、昭和区、瑞穂区、名東区)

○中村保健センター 環境薬務課 ☎ 4 3 3—3 0 6 4
(担当区：西区、中村区、熱田区、中川区)

○中保健センター 環境薬務課 ☎ 2 6 5—2 2 5 6
(担当区：東区、北区、中区、守山区)

○南保健センター 環境薬務課 ☎ 6 1 4—2 8 6 2
(担当区：港区、南区、緑区、天白区)